

平成 24 年 10 月 19 日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞」
の信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております「パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞」（以下「当ファンド」といいます。）におきましては、7 つのマザーファンドを通じて、日本の大型株式〔15%〕、日本・米国・欧州・アジア（除、日本）の中小型株式〔各 5%〕、中南米・ロシア東欧・インドの株式〔各 5%〕、DJ-UBS コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額が連動する米ドル建て利付債券〔10%〕、米国不動産投資信託証券〔5%〕、先進諸国（除、日本）の債券〔25%〕、新成長国の債券〔10%〕に投資を行っております。

設定当初は、商品性を明確にするために投資対象や資産配分比率を固定化し、また、運用リスクを軽減するために多くの資産に分散投資を行うことといたしました。しかしながら、昨今、投資環境が急激に変動する場面もあり、投資対象や基本資産配分の固定化によりこのような変動への対応が機動的に行えない状況も想定されます。

為替ヘッジにつきましても原則行わないこととしておりましたが、急激な為替変動への対応が困難な状況となっております。

弊社といたしましては、運用の多様性ならびに収益機会の拡大を図るため個別資産と資産配分の両面から運用成果の向上を目指すこと、円高による運用資産の減少への対応として必要に応じて対円での為替ヘッジを行うことが受益者の利益に資すると判断し、平成 24 年 12 月 20 日付で信託約款を変更する予定でございます。

つきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、対象となる受益者の皆様に、下記の通り今後の手続き日程およびその内容等について、お知らせ申し上げます。

なお、本信託約款変更にご同意いただける受益者の方は、特に何らお手続きの必要はございません。また、同意の旨をご連絡いただく必要もございません。

敬 具

記

1. 信託約款変更の内容および変更の理由

<変更の内容>

当ファンドは、主要投資対象を7つのマザーファンドとしておりましたが、主要投資対象を7つのマザーファンドに限定せず有価証券に投資する投資信託証券に変更いたします。また、12の異なる資産に分散投資を行いその投資対象資産毎の組入比率を固定比率としておりましたが、各資産の組入比率に制限を設けずに機動的に変更できるようにいたします。ただし、11銘柄以上の投資信託証券に投資を行うことで分散投資の方針は維持いたします。

為替ヘッジにつきましては、原則行わないこととしておりましたが、急激な円高にも対応できるように、為替動向により円高が見込まれる場合には、対円での為替ヘッジを行うことも可能といたします。

なお、当ファンドの信託約款の変更に際しましては、信託報酬のかからないマザーファンドに投資を行うことや、信託報酬の低い外国籍投資信託証券や国内籍投資信託証券に投資を行うこと等で、原則として現状の信託報酬の実質的な負担（概算値）である年1.8124%程度を上回らないようにいたします。

<変更の理由>

設定当初は、商品性を明確にするために投資対象や資産配分比率を固定化しておりました。しかしながら、昨今、投資環境が急激に変動する場面もあり、投資対象や基本資産配分の固定化によりこのような変動への対応が機動的に行えない状況も想定されます。また、為替ヘッジを行わないことから、急激な為替変動への対応が困難な状況となっております。

運用の多様性ならびに収益機会の拡大を図るため個別資産と資産配分の両面から運用成果の向上を目指すこと、円高による運用資産の減少への対応として必要に応じて対円での為替ヘッジを行うことが受益者の利益に資すると判断したものです。

2. 手続日程およびその内容等

・基準日（新聞公告日）	平成24年10月19日（金）	（日本経済新聞朝刊）
・異議申立期間	平成24年10月19日（金）～	平成24年11月20日（火）
・信託約款変更予定日	平成24年12月20日（木）	

(1) 本手続きは、基準日（平成24年10月19日）現在において、当ファンドの受益権をお持ちの受益者（平成24年10月17日以前に取得申込を行い、かつ平成24年10月17日以前に換金の請求を行っていない受益権をお持ちの受益者）の方を対象に実施いたします。

(2) 基準日（平成24年10月19日）現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中に、委託会社に対し、本件信託約款変更に関し書面でご異議を述べることができます。（ご異議のお申立方法については下記3.をご参照ください。）

※ 本信託約款変更にご同意いただける受益者の方は、特に何らお手続きの必要はございません。また、同意の旨をご連絡いただく必要もございません。

(3) ご異議をお申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日（平成24年10月19日）現在の受

益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成24年12月20日付で信託約款を変更いたします。

- (4) ご異議をお申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日（平成24年10月19日）現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款を変更いたしません。この場合は、信託約款を変更しないこととなった旨を、異議申立期間終了後、受益者の皆様に新聞公告にてお知らせいたします。

3. ご異議のお申立て方法

上記の信託約款変更に関しご異議のある受益者の方は、書面（様式任意）に下記の記載事項をご記入のうえ、(2) 書面の送付先まで郵送にてお送りください。なお、平成24年11月20日（火）までに委託会社に到着した分を有効とさせていただきます。

(1) ご記入いただく項目（※1）

- ①ご住所 ②お名前（自署） ③ご捺印 ④お電話番号 ⑤ファンド名
⑥お取引の販売会社名、お取引の店舗名、取引口座番号（※2、※3）
⑦平成24年10月19日現在でお持ちの受益権口数 ⑧信託約款変更に対する旨

(2) 書面の送付先

〒100-0005 東京都千代田区大手町1丁目3番1号

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞」信託約款変更 異議申立受付係 宛

- ※1 ご記入内容に不備がある場合、ご異議のお申立てを受けられない場合がございますのでご注意ください。
※2 複数の口座でお持ちの場合は、すべての口座についてご記入ください。
※3 ご異議のお申立てがあった場合、委託会社は異議お申立て書面記載の情報について、販売会社に保有口数等の照会を行いますので予めご了承ください。

本件異議申立により取得する受益者の個人情報、上記手続に係る本人確認および異議申立により当該受益者に付与される権利を通知する目的に限り、委託会社および販売会社において利用するものとし、その利用および管理については、委託会社および販売会社における個人情報の取扱いに関する規定に基づき、十分な注意を払います。また、当該受益者の許可なく第三者に提供したり、他の用途に転用することは一切いたしません。

- ※ 委託会社における個人情報の取扱いに関する方針については、委託会社のホームページ（<http://www.pinebridge.co.jp/>）上にて開示しております。

4. 異議申立受益者の買取請求手続について

予定通り当ファンドの信託約款を変更することとなった場合、委託会社にご異議をお申立てられた受益者の方は、自己に帰属する受益権について、受託会社宛に以下の手続により信託財産による買取を請求することができます。

- ※ 異議申立をされた受益者の方は必ず買取請求しなければならないということではございません。
このまま保有していただくことも、通常通り解約により換金していただくことも可能です。

(1) 手続手順

ご異議をお申立てられた受益者の方に対し、委託会社から「買取請求手続きについて」を送付いたします。買取をご希望される場合は、必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社にご提出ください。取扱販売会社は受託会社に買取請求のお取次ぎをいたします。

(2) 買取請求受付期間

平成 24 年 11 月 28 日（水）から平成 24 年 12 月 17 日（月）まで

※ 買取請求の必要書類を受託会社が受理した日が買取請求受付日となりますので、販売会社への買取請求のお申込日から数日を要する場合がございます。

(3) 買取価額

受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額に相当する価額とします。

買取時の差益については、10%（所得税 7%、地方税 3%）の申告分離課税が適用されます。

法人の受益者の場合、個別元本超過額に対して 7%の所得税が源泉徴収されます。

※ 税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

(4) 買取代金のお支払い方法

買取代金は、受託会社から直接、ご請求時にご指定いただきました銀行口座にお振込みいたします。なお、振込手数料は買取を請求された受益者の負担とし、買取代金から差し引いてお振込みさせていただきます。

5. ご留意事項

- (1) ご異議のお申立ては任意であり、本件、信託約款変更にご同意いただける受益者の方は、特に何らお手続きの必要はなく、同意の旨を改めてご連絡いただく必要もございません。
- (2) この書面でご案内している買取請求は、平成 19 年 9 月 30 日付の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき受託会社に対して行われるものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。また、この買取請求は任意であり、ご異議をお申立てられた受益者の方に買取請求期間中の換金を強制するものではありません。
- (3) 本件の一連の手続期間中も、ご異議をお申立てられたか否かにかかわらず、通常通り一部解約によるご換金を受付けます。ご異議をお申立てられた受益者の方も一部解約によるご換金方法を選択することができます。ただし、上記 4. の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みができなくなりますのでご注意ください。

6. 本件に関するお問い合わせ先

お取引の販売会社または

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話：0120-935-961 または 03-5208-5858（土日祝休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

以 上